

☆ 協会けんぽの保険料が、4月分(5月納付分)から変わりました。給与計算時にご注意を！  
毎月の給与計算時に①建退共証紙購入と②証紙受払簿・手帳受払簿への記入をお忘れなく！

許可認可  
係より

「5%以上の株主も取締役と同様に欠格要件に該当すると許可が下りんようになるんだらうか？」とA氏から質問されました。この4月から国の

「建設業許可事務ガイドライン」が変更され、法人の場合

役員等が一定の法令に違反し罰金以上の刑に処されると5年間は許可が下りない…等の欠格要件の中に「役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者」が加わり、相

「えっ週1日の法定休日以外に会社所定の休日

もあって月10日の公休を設定しているのに別に年次有給休暇を与えんといかんの？」とB社から聞かれました。この年休の取り方が

来年4月から変わるかもしれません。一般的には6ヵ月

以上働くと年間10日の有休が付与され、6年半以上で20日は付与される事になっています。ところが大企業・役所を含めて日本全体の年休消化率＝取得率は50%↓で、年間1日も取っていない人が

名義だけの株主でも…**調対象**欠格要件に該当時

談役・顧問・議決権5%以上の株主に役員等の範囲を拡大。尤も調書の賞罰欄への記載や署名押印は求めず、身分証明書等の添付も不要。しかしこれらの人が欠格要件に該当した時は、その者が法人に対し

取締役らと同等以上の支配力を有するか否かを個別に判断する…との事ですので許可行政庁の裁量に委ねています。名前だけの株主は当然該当しませんが、早めに真正な株主に株を譲渡して問題のない会社組織にしておきたいものです。



16%もいるといひます。背景にはなかなか

減らない長時間労働があります。国は取得率70%↑を目標にしており、事業主に5日分を指定して年休を取らせる(年休が10日以上あ

1年後から**年休5日**を指定し義務化…? **取得**

る人)義務を課す労基法の改正案を出しています。一方で

年収1075万円↑の人の「残業代ゼロ」も法案に含めていますので改正労基法が成立しても本当に長時間労働が減るのか…ちょっと疑問ですね。

社労業務  
係より



当事務所では毎週金曜日の朝9時～10時に、ミーティングを行います。ご協力をお願いします。  
当事務所の☎は 0977-23-5463 or IP 050-3626-3645 平日の(9:00～17:30)